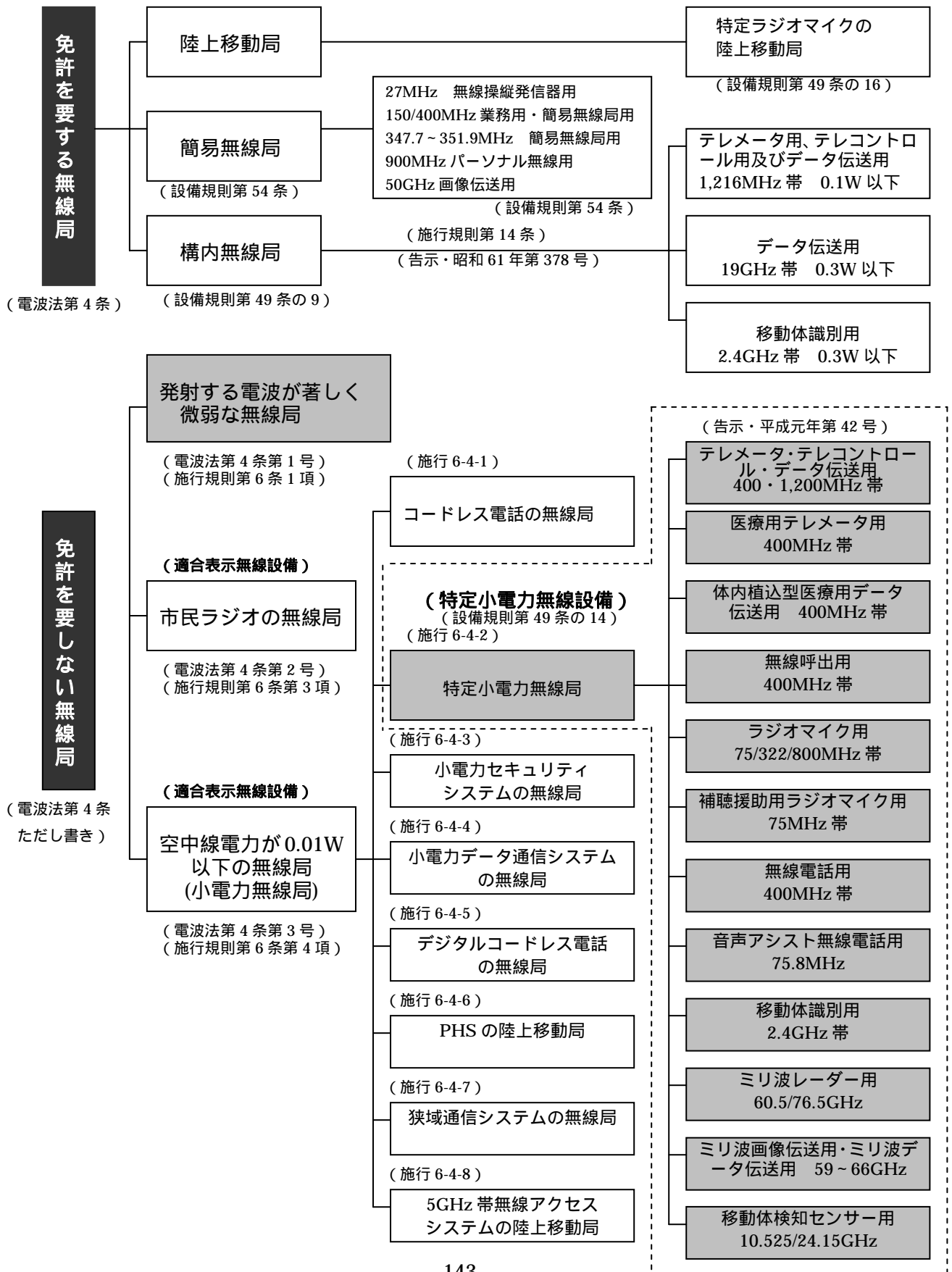
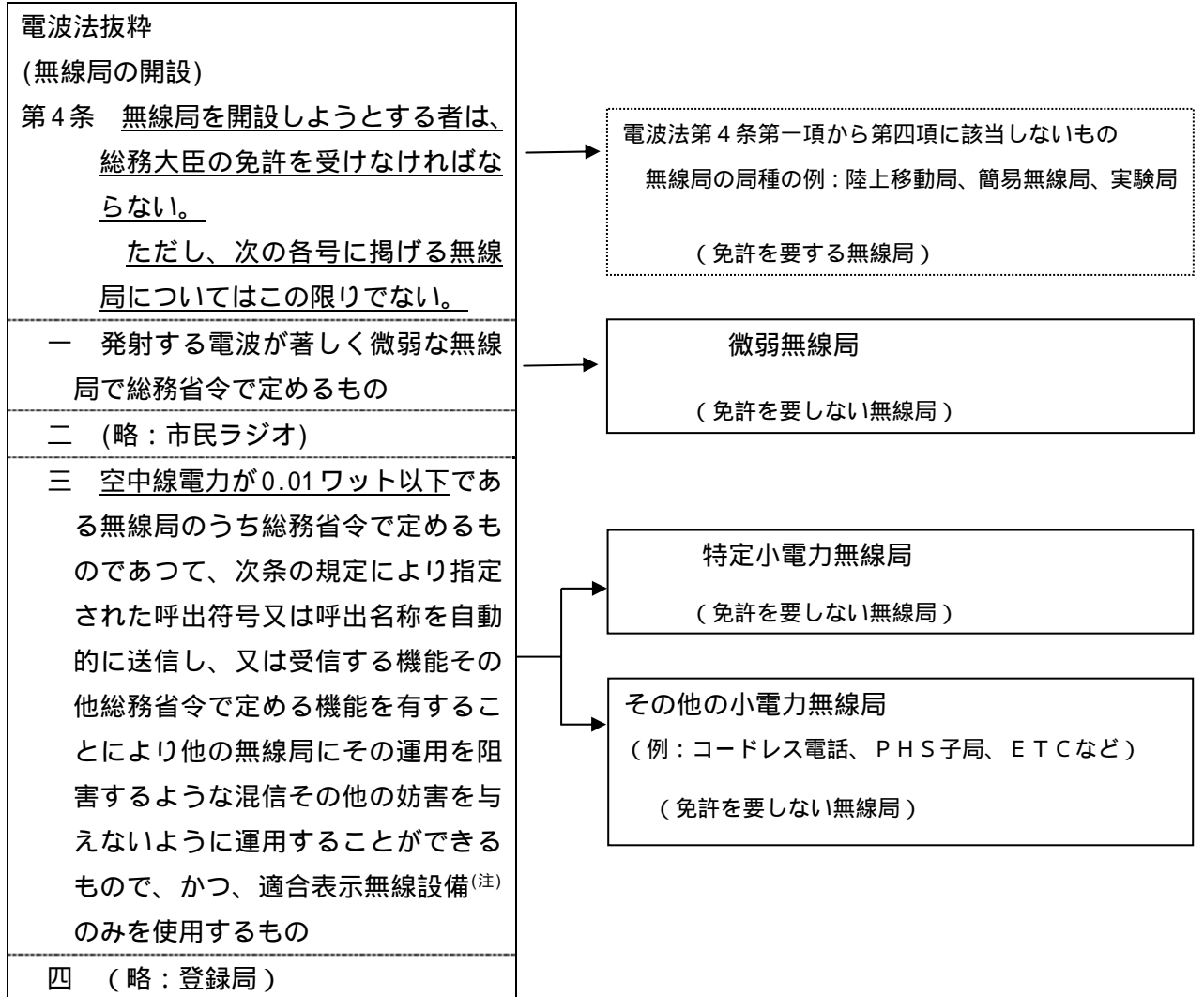


# 【無線局免許制度の概要】

## 免許を要する無線局・免許を要しない無線局



## 無線局の電波法上の免許の要否



出典：「小電力無線局解説書」(社団法人電波産業会発行)

(注) 適合表示無線設備

「特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則」で定める小規模な無線設備について電波法に定める技術基準に適合している無線機器。基準に適合した無線機器には証明マークのラベルが貼付される。

総務大臣の登録を受けた登録証明機関が行う「技術基準適合証明」及び「工事設計認証」の特定無線設備並びに製造事業者等が自ら「技術基準適合自己確認」を行った特定無線設備に貼付されることになっている。

## 特定小電力無線局の概要及び周波数帯

特定小電力無線局の用途	特定小電力無線局の概要	使用周波数帯
テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用	電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送を行うもの。又は、機械によって、処理される情報又は処理された情報の伝送を行うもの	400MHz 帯 1,200MHz 帯
医療用テレメータ用	病院、診療所その他の医療機関又は研究機関において、生体信号の伝送を行うテレメータ用のもの	400MHz 帯
体内植込型医療用データ伝送用	体内無線設備と体外無線設備との間で行う医療の用に供するデータ伝送を行うもの	400MHz 帯
無線呼出用	無線呼出を行うもの	400MHz 帯
ラジオマイク用	単向通信方式又は同報通信方式による音声、楽器音等の音響を伝送するもの (通称 B 型(800MHz 帯)/ C 型(322MHz 帯)/ D 型(75MHz 帯)ラジオマイク)	75MHz 帯 322MHz 帯 800MHz 帯
補聴援助用ラジオマイク用	聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイク用のもの	75MHz 帯
無線電話用	主として音声による通信を行うもの (ラジオマイク用を除く。)	400MHz 帯
音声アシスト用無線電話用	視覚障害者の歩行を援助するための情報を音声によって伝送する無線電話用のもの	75.8MHz
移動体識別用	応答のための装置(応答器)に対し特定の信号により変調された電波又は無変調の電波を放射し、これを受信した応答器が再送信する特定の電波を受信することにより行う移動体の識別を行うもの	2,400MHz 帯
ミリ波レーダー用	ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであって、無線標定業務を行うもの	60.5GHz 帯 76.5GHz 帯
ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用	ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して画像伝送やデータ伝送を行うもの	59GHz 帯 ~ 66GHz 帯
移動体検知センサー用	主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き又は大きさ等)を高精度で取得するために使用するもの	10.5GHz 帯 24.15GHz 帯

出典：「小電力無線局解説書」(社団法人電波産業会発行)

## 特定小電力無線局の技術基準の概要

特定小電力無線局の技術基準の概要は、下表に示すとおりである。ただし、表中、混信防止機能の欄の機能については以下のとおりである。

- 1 主として同一の構内において使用される無線局の無線設備であって、識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの
- 2 利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができるもの
- 3 受信した電波の変調方式その他の特性を識別することにより、自局が送信した電波の反射波と他の無線局が送信した電波を識別できるもの

用途	テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用					
周波数帯	400MHz 帯	400MHz 帯	400MHz 帯	400MHz 帯	1,200MHz 帯	1,200MHz 帯
周波数の数	10 波	4 波	46 波	15 波	21 波	40 波
通信方式	単行通信、単信、又は同報通信			単行通信、単信、同報通信、半復信、又は復信		
空中線電力	1mW 以下	1mW 以下	10mW 以下	10mW 以下	10mW 以下	10mW 以下
電波型式	F1D、F1F、F2D、F2F、F7D、F7F、G1D、G1F、G2D、G2F、G7D、G7F、D1D、D1F、D2D、D2F、D7D、又は D7F					
占有周波数帯幅の許容値	8.5kHz	16kHz	8.5kHz	8.5kHz	32kHz	16kHz
周波数の許容偏差	$\pm 4 \times 10^{-6}$					$\pm 3 \times 10^{-6}$
スプリアス発射の強度の許容値	2.5 $\mu$ W 以下					
隣接チャンネル漏えい電力比	40dB 以上					
発振方式	水晶発振方式又は水晶発振により制御するシンセサイザ方式であること					
混信防止機能	1又は2の機能					
キャリアセンス	不要	不要	要	要	要	要
送信時間制限	要	要	一部不要	要	一部不要	一部不要
空中線の構造	給電線及び設置装置を有しないものとする					
空中線利得	2.14dbi 以下					
その他	一の筐体に収められており、かつ、空中線端子を備えず、容易に開けることができないこと					

出典：「小電力無線局解説書」(社団法人電波産業会発行)